

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「モノづくりのあり方を変え、世界を変えていく」ことをミッションに掲げ、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの信頼に応えるため、社会的貢献やビジネスインパクトを創出するサービスを提供することによる持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社Y & N	3,860,000	38.18
南場 勇佑	2,927,900	28.96
ジャフコSV6投資事業有限責任組合	219,000	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	181,400	1.79
東京センチュリー株式会社	147,600	1.45
野村信託銀行株式会社(投信口)	135,100	1.33
白川 則雄	120,000	1.18
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS - PACIFIC POOL(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	113,100	1.11
荻本 成基	99,000	0.97
菊地 佳宏	99,000	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	南場 勇佑
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

合同会社Y & Nは、当社代表取締役社長南場勇佑の資産管理を目的とする会社であり、南場勇佑が議決権の過半数を所有しております。この議決権を合計すると南場勇佑は議決権の過半数を所有するため、支配株主となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
-------------	---------

決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は原則、行いません。
万が一、当該取引を行う場合には、当社及び少数株主の利益を損なうことが無いことを前提に、他の外部取引と比較して合理的な取引内容であり、かつ健全性が確保できているか等を留意し、当社取締役会にて慎重に協議した上で決議により行う方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北田 眞治	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北田 眞治	○	-	自動車業界にて長年にわたり事業運営に携わっており、高度な知見・経験を有しております。加えて、社長としての経営経験もあることから、当社の企業価値向上に向けて存分に力を発揮いただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、四半期に一度の頻度で、監査役、会計監査人、内部監査人の三者が一堂に会する三様監査を実施している他、随時意見交換及び情報共有を実施することで、監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
家城 徳彦	他の会社の出身者													
原川 裕一	公認会計士													
木村 昌則	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
家城 徳彦	○	-	他社での監査役としての経験と実績が、当社の取締役会の意思決定及び監督機能の実効性強化に対し、十分な役割を果たしていただけるものと判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
原川 裕一	○	-	公認会計士として財務及び会計知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立な第三者的立場から、社外監査役の役割を果たしていただけるものと判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
木村 昌則	○	-	弁護士として法律知識と様々な企業法務の経験を有しており、公正中立な第三者的立場から、社外監査役の役割を果たしていただけるものと判断いたしました。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
なお、取締役の報酬等は、役員区分ごとに総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、代表取締役社長南場勇佑が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、その案を基に取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、監査役会にて個別の支給額を協議し、監査役会の決議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の算定において業績連動報酬制度は採用しておらず、取締役・監査役共に固定報酬のみで構成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、コーポレート部にて行っており、会議資料の事前配布及び補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ) 取締役会

当社では、毎月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、取締役会を会社全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付けております。

取締役会は、代表取締役社長南場勇佑が議長を務め、取締役DX事業開発部部长荻本成基、取締役コーポレート部部长菊地佳宏、取締役技術開発部部长山田郁生、社外取締役北田眞治の5名で構成されております。

取締役会における具体的な検討内容として、株主総会に関する事項、決算に関する事項、経営方針・経営計画等に関する事項の決議の他、業務執行役員による業務執行状況について適切に報告を受けております。

ロ) 監査役会

当社では、毎月1回の定時監査役会及び適宜臨時監査役会を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は取締役会、経営会議その他重要会議への出席等において、経営の状況、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。

監査役会は、社外監査役(常勤)家城徳彦が議長を務め、社外監査役原川裕一、社外監査役木村昌則の3名で構成されております。

ハ) 経営会議

当社では、原則、毎月2回の経営会議を開催し、常勤監査役1名がオブザーバーとして参加し、各部門より業務執行状況の共有を行うとともに、業務執行方針等の協議を行っております。

経営会議は、全ての常勤取締役4名(代表取締役社長南場勇佑が議長、取締役DX事業開発部部长荻本成基、取締役コーポレート部部长菊地佳宏、取締役技術開発部部长山田郁生)、執行役員1名の合計5名で構成されております。なお、コーポレート部部长は、内部監査人を兼任しているため、内部監査人としての立場で経営会議における経営活動の実査も行っております。

ニ) リスク・コンプライアンス委員会

当社では、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、全ての常勤取締役4名(代表取締役社長南場勇佑、取締役DX事業開発部部长荻本成基、取締役コーポレート

部部長菊地佳宏、取締役技術開発部部長山田郁生)、監査役2名(うち常勤監査役1名)、執行役員1名及び労務・総務担当2名をもって合計9名で構成されております。
なお、コーポレート部部長は、内部監査人を兼任しているため、内部監査人としての立場でリスク・コンプライアンス委員会にて情報を収集し内部監査業務の実効性を高めています。

ホ)会計監査人
当社は、監査法人A & Aパートナーズと監査契約を締結し、適宜適切な監査が実施されております。

ヘ)内部監査人
当社では、代表取締役社長直轄の内部監査人3名を配置しております。代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき実施し、監査結果は代表取締役社長へ報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・提言・勧告を行っています。また、監査役及び会計監査人への報告を適宜行うことで連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めています。

ト)執行役員
当社では、迅速な業務執行を行うことを目的として、執行役員制度を導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。社外取締役が参加する取締役会を行うことにより意思決定の透明性・健全性を確保することとし、取締役会から独立する監査役及び監査役会が取締役会に対し監査することで、より盤石なガバナンス体制を構築できるものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ですが、外国人保有比率を考慮しつつ、今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にIRページを設け、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施、個人投資家及び機関投資家合同の決算説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、外国人保有比率を考慮しつつ、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRページを設け、IR資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報開示規程において、ステークホルダーに対し、適時・適切な情報開示を実現していくことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報開示規程において、次の情報開示の基本方針を定めております。 当社は、株主及び投資家(以下「投資家等」という)を特に重要なステークホルダーであると位置づけ、適時、適切な情報開示を通じて、説明責任を果たすとともに、投資家等と長期的な信頼関係を構築することを重要な経営課題として取り組む。 当社は、投資家等に対する適時、適切な情報開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、当社の企業価値が適正に評価されるように努める。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、体制作りと整備を図っております。

イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理を遵守するように努めます。
- (3) 法令、定款に違反する行為が行われ、また、行われようとしている場合の報告体制として、社内通報窓口を設置しております。
- (4) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危機の管理に関する体制は、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為又はその恐れが生じた場合、その対応を取締役に報告します。

ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
- (2) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

ホ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。
- (2) 監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
- (3) 監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。

ヘ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

ト) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部通報制度規程に基づく通報又は監査役に対する報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。
- (2) 前項の内容を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。

チ) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。

リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、代表取締役社長の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。
- (2) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

- ヌ)財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- (3) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、諸規程を整備及び運用します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

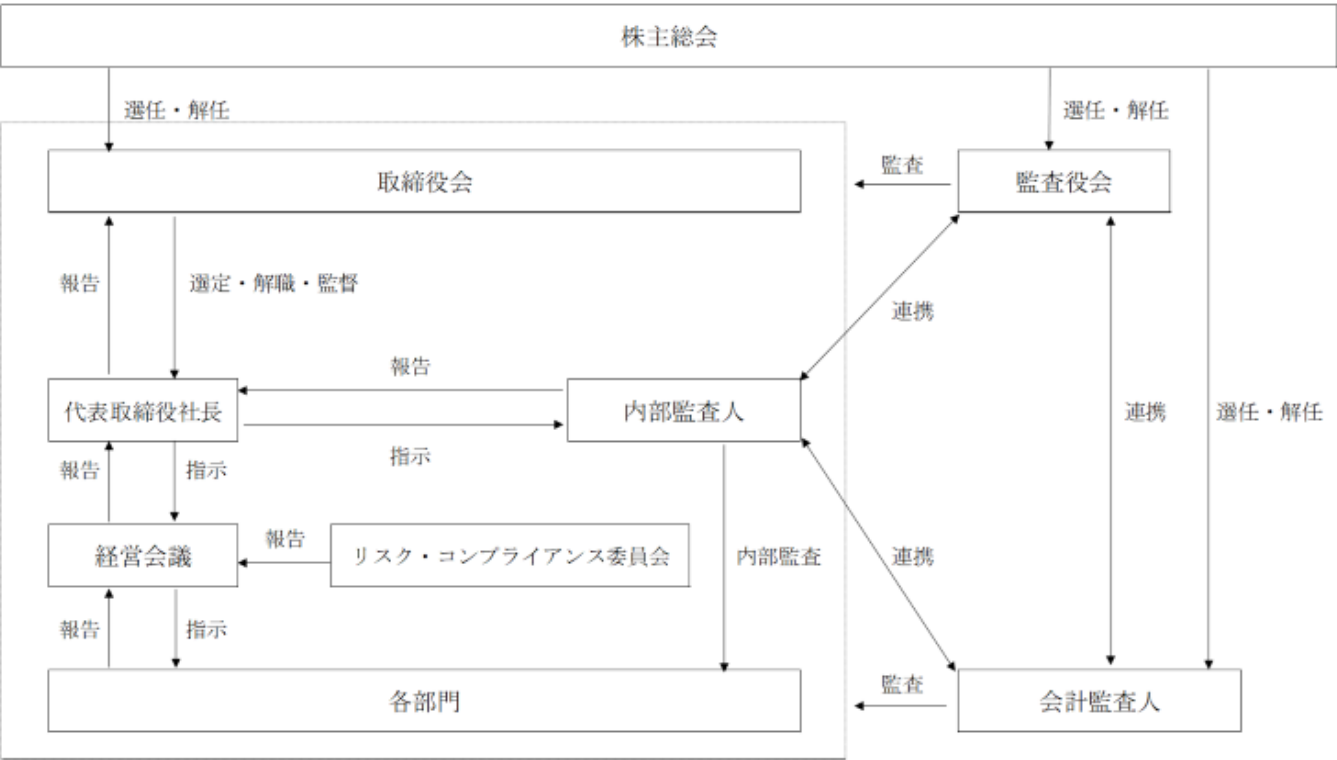
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に関する模式図を参考資料として記載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（参考資料）】



【適時開示体制の概要（参考資料）】

